

長久手市議会教育福祉委員会 所管事務調査 次第

日時 令和元年12月9日(月)

場所 本庁舎2階 委員会室

1 介護保険について

(1) 財源の構成、介護保険の仕組み及び現状

介護保険サービスの財源構成 (資料1)

介護保険特別会計決算額 (資料2)

要介護(要支援)認定者数 (資料3)

要支援・要介護認定者の状況 (資料4)

長久手市介護認定審査会における認定有効期間 (資料5)

(2) 利用者の自己負担と事業者への給付費の関係

週間サービス計画表 要介護1 (資料6)

要介護4 (資料7)

参考資料

① すこやか介護保険

② 長久手市内介護保険サービス事業所一覧

③ Q&A でわかる介護保険料

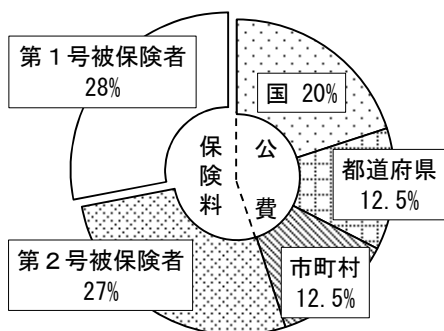
2) 介護保険サービスの財源構成

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分を公費で、残りの半分を40歳以上の被保険者の保険料で賄われます。

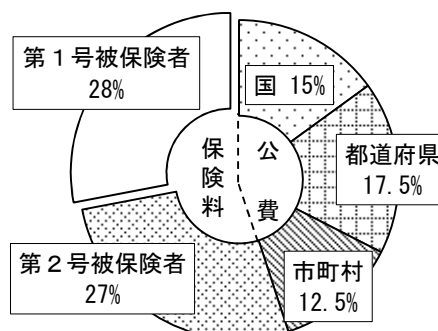
本市は、全国平均に比べ後期高齢者が少なく、所得の高い被保険者が多いため、調整交付金はゼロとなる見込みとなることから、本市における介護保険サービスの財源構成は、図表6-52のとおりとなる予定です。

図表6-52 本市の標準給付費及び地域支援事業費の財源構成

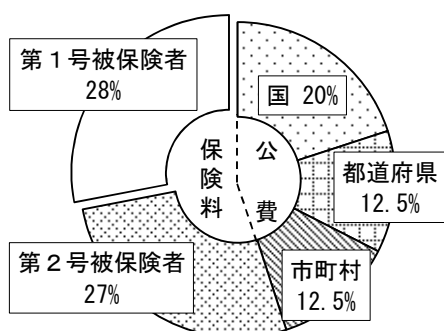
標準給付費／居宅サービス等



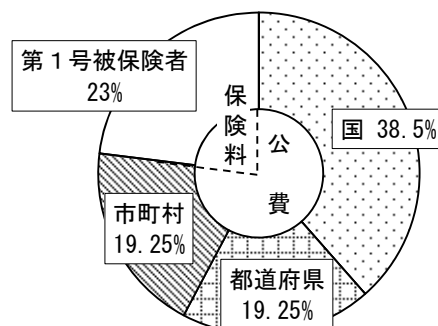
標準給付費／施設サービス等



地域支援事業費／
介護予防・日常生活支援総合事業

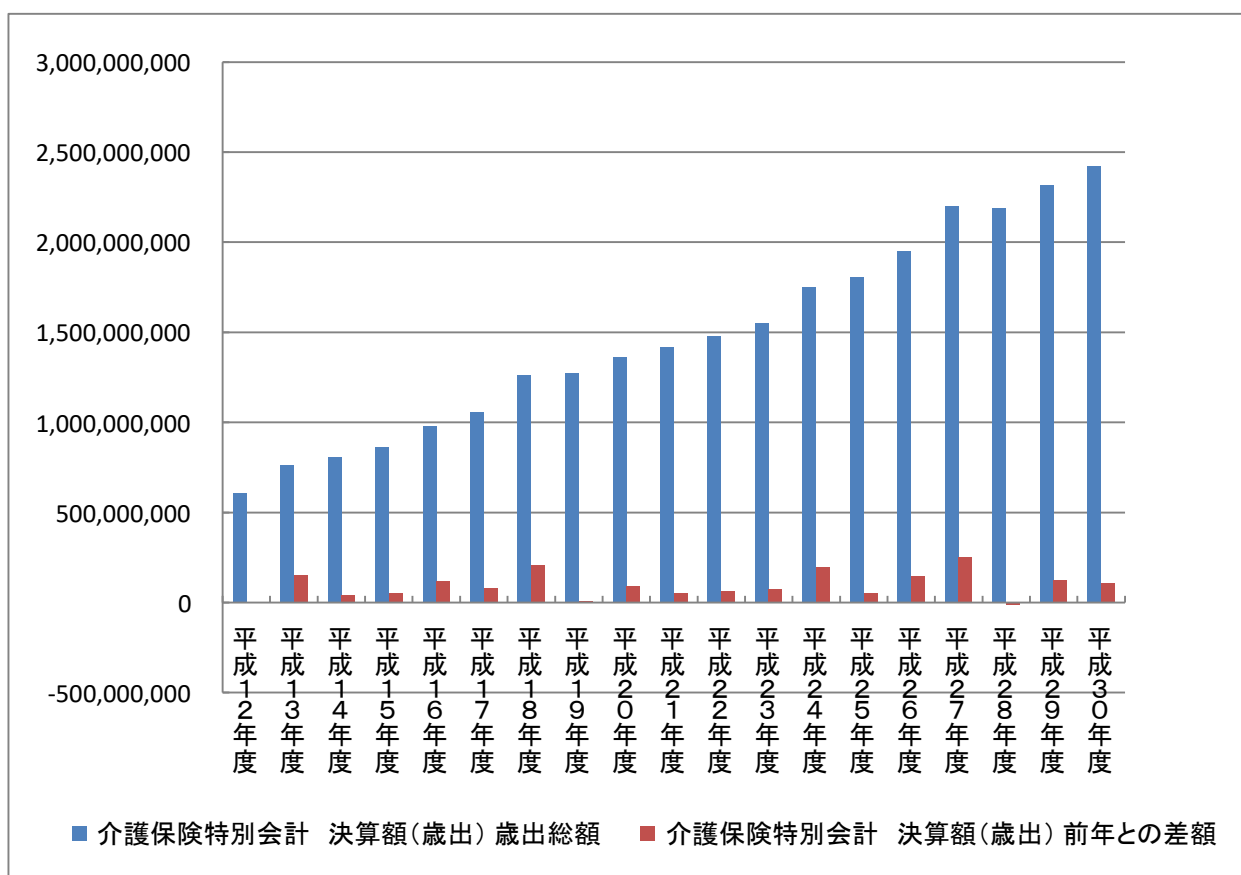


地域支援事業費／
包括的支援事業・任意事業



介護保険特別会計 決算額（歳出）

年度	歳出総額	前年との差額
平成12年度	609,017,053	
平成13年度	763,134,133	154,117,080
平成14年度	805,451,668	42,317,535
平成15年度	860,980,431	55,528,763
平成16年度	977,607,192	116,626,761
平成17年度	1,057,289,584	79,682,392
平成18年度	1,264,975,756	207,686,172
平成19年度	1,274,012,232	9,036,476
平成20年度	1,362,129,818	88,117,586
平成21年度	1,417,081,256	54,951,438
平成22年度	1,479,608,173	62,526,917
平成23年度	1,551,660,601	72,052,428
平成24年度	1,749,704,125	198,043,524
平成25年度	1,804,909,998	55,205,873
平成26年度	1,951,393,686	146,483,688
平成27年度	2,201,472,455	250,078,769
平成28年度	2,188,080,603	-13,391,852
平成29年度	2,314,762,038	126,681,435
平成30年度	2,422,211,673	107,449,635



要介護(要支援) 認定者数(令和元年9月末現在)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	(男性)	(女性)
294	233	158	157	133	975	331	644

要支援1	要支援2	合計	(男性)	(女性)	総合計
246	207	453	137	316	1428

要介護状態区分とおおむねの目安

非該当	自立者
要支援1	日常生活能力は基本的にあるが、要介護状態にならないよう支援が必要
要支援2	要支援1の状態より基本的な日常生活能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要
要介護1	立ち上がりなどに支えが必要。排泄、入浴などに一部介助が必要
要介護2	立ち上がりや歩行に支えが必要。排泄、入浴などに一部又は多くの介助が必要
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力でできない。排泄、入浴、衣服の着脱などで多くの介助が必要
要介護4	立ち上がりなどがほとんどできない。排泄、入浴、衣服の着脱などに全面的な介助が必要
要介護5	意思の伝達が困難。生活全般に全面的な介助が必要

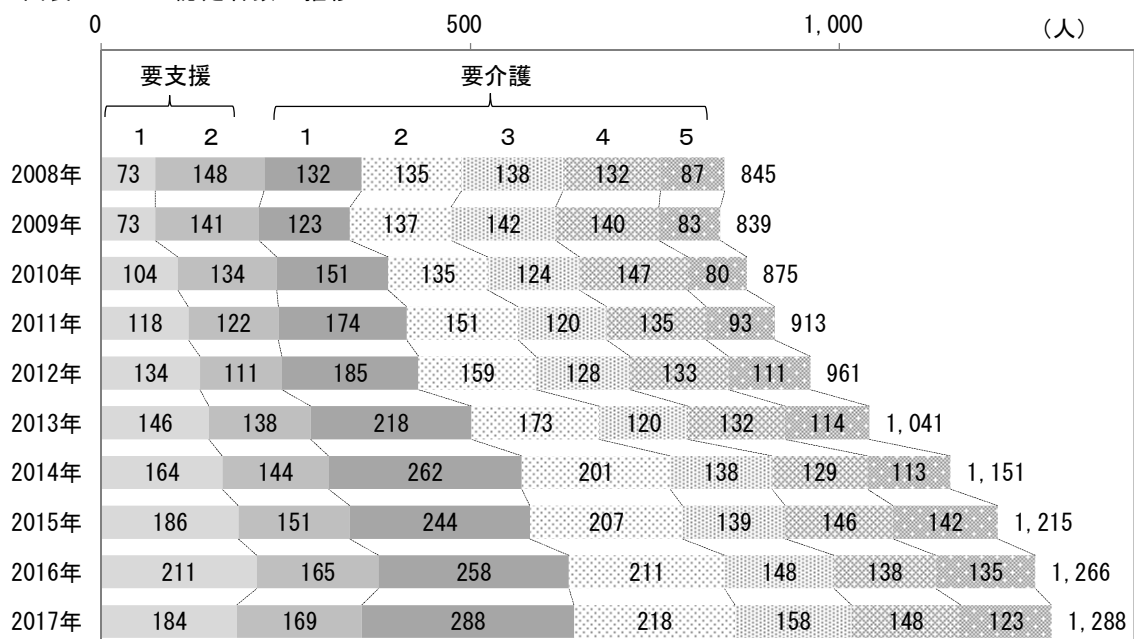
第 2) 要支援・要介護認定者の状況

(1) 認定者数の推移

2017（平成29）年9月末現在、要支援・要介護認定者数は1,288人です。2008（平成20）年から2017（平成29）年までの9年間で440人以上増加しています。要介護度別にみると、要支援1～要介護2の比較的軽度の増加が著しく、特に要介護1は2.2倍となっています。

2017（平成29）年9月末現在の要介護度別の認定者数と認定率をみると、65歳以上の第1号被保険者¹⁾の認定者は1,229人、第1号被保険者の13.9%にあたります。75歳以上の認定者の割合は28.5%と、75歳以上の4人に1人以上が認定者となっています。

図表 2-14 認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

¹⁾ 第1号被保険者：市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人。要介護認定を申請して、認定されると介護保険の給付を受けることができる。

長久手市介護認定審査会における認定有効期間

(運用開始 平成31年4月3日)

<改正前>

現在の介護度	認定結果	最長有効期間	備考
要支援1～2 又は 要介護1～5	要支援1～2 又は 要介護1～5	24か月	・新規申請・区分変更の場合は12か月

<改正後>

現在の介護度	認定結果	最長有効期間	備考
要支援1～2 又は 要介護1～5	要支援1～2 又は 要介護1～3	24か月	・新規申請・区分変更の場合は12か月 ・更新で「現在はサービス利用の予定はないが念のため申請をする」場合は36か月
要支援1～2 又は 要介護1～5	要介護4～5	36か月	・認定調査時に入院している場合は慎重に判断する。

週間サービス計画表

要介護度
利用者名

要介護1 区分支援対象要介護者: 16,692単位

H30(4)サービス分

作成年月日 平成30年 月 日
作成者

時間	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜 4:00								
早朝 6:00								
8:00				1,632単位 (17,005円)				
午前 10:00	通所介護		通所介護	訪問看護訪問看		通所介護		
12:00								
午後 14:00								
16:00								
18:00								
夜間 20:00			1,128単位 (11,588円)					
22:00								
深夜 24:00								
2:00								
4:00								

週単位以外 福祉用具貸与 1150単位(11,500円)

のサービス (特殊場合)

合計 利用単位: 14,066単位 (144,391円)

自己負担分 1割: 14,440円 2割: 28,879円 3割: 43,318円

4430-34-0128

週間サービス計画表

要介護度 要介護4 区分支給限度額: 30806単位

作成年月日 平成30年 月 日
作成者

利用者名 殿 平成 年 月 分 より

時間	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜 4:00								
早朝 6:00								
8:00					18(12単位) (18,373円)			
午前 10:00	通所介護				通所介護	通所介護		
12:00								
午後 14:00								
16:00								
18:00				21(13単位) (22,5486円)				
夜間 20:00								
22:00								
深夜 24:00								
2:00								
4:00								

週単位以外 (福祉用具貸与 1283単位 (12,830円)、短期入所生活 6404単位 (65,128円)、方言明介言護 194単位 (2,143円) のサービス (車椅子、特殊檯台、床ずれ防止用具、スロープ)

合計 利用単位: 30806 単位 (323,960円)
 自己負担分 1単位: 32396円 2単位: 64792円 3単位: 97188円

資料